

○海上幕僚監部部長会議規則

昭和32年11月4日
海上自衛隊達第57号

改正 昭和34年1月20日 海上自衛隊達第5号〔第1次改正〕

昭和42年4月17日 海上自衛隊達第25号〔第2次改正〕

昭和63年12月14日 海上自衛隊達第60号〔第3次改正〕

平成14年3月22日 海上自衛隊達第25号〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達4条による改正〕

平成18年3月27日 海上自衛隊達9号〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達4条による改正〕

海上幕僚監部部長会議規則を次のように定める。

海上幕僚監部部長会議規則

(設置)

第1条 海上幕僚監部に、海上幕僚監部部長会議（以下「会議」という。）を置く。

(目的)

第2条 会議は、海上自衛隊の隊務のうちの重要事項の審議及びこれに必要な報告並びに所掌事務の連絡を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 会議は、議長及び次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 海上幕僚副長
- (2) 海上幕僚監部の部長
- (3) 海上幕僚監部監察官
- (4) 海上幕僚監部首席法務官
- (5) 海上幕僚監部首席会計監査官
- (6) 海上幕僚監部首席衛生官
- (7) 海上幕僚監部の副部長
- (8) 海上幕僚長が指名した海上自衛官

2 議長は、海上幕僚長をもって充てる。

3 議長に事故があるときは、海上幕僚副長が議長の職務を行う。

4 会議に、幹事及び庶務担当者を置き、それぞれ海上幕僚監部総務部長及び海上幕僚監部総務部総務課長をもって充てる。

5 海上幕僚監部の部長、海上幕僚監部監察官、海上幕僚監部首席法務官、海上幕僚監部首席会計監査官又は海上幕僚監部首席衛生官（以下「部長等」という。）に事故があるときは、部長等があらかじめ指名した部下職員がその職務を行う。

(開催期日)

第4条 会議は、議題のない場合を除き、毎週月曜日午後開催する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。

(運営)

第5条 会議に議題を提案しようとする部長等（以下「提案部長等」という。）は、会議開催期日の4日前までに議題を幹事に通知する。

2 幹事は、前項の議題について上程の適否を検討し、提案部長等と意見を調整した上上程の可否を決定する。

3 幹事は、上程することに決定した議題を会議開催期日の3日前までに会議参加者に通知する。

4 提案部長等は、会議開催期日の3日前までに会議資料を幹事に送付し、幹事はこれを議長及び会議参加者に配布する。

5 急を要する事項については、前2項によらないことができる。

6 議長は、会議を総理する。

7 幹事は、議事の進行をつかさどる。

8 提案部長等は、議題について説明する。ただし、部下職員に説明を行わせることができる。

9 庶務担当者は、会議の庶務について幹事を補佐する。

(その他)

第6条 幹事は、会議終了後議事録を作成するとともに決定事項記載文書を議長及び会議参加者に供覧し、その確認を得た上写しを関係者に配布する。

2 提案部長等は、提案事項に関する会議の庶務について、部下職員を庶務担当者に協力させるものとする。

附 則

この達は、昭和32年11月4日から施行する。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、昭和34年1月20日から施行する。

附 則〔第2次改正による附則〕

この達は、昭和42年4月17日から施行する。

附 則〔第3次改正による附則〕

この達は、昭和63年12月15日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年3月22日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月25日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月27日から施行する。

附 則〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年3月27日から施行する。